

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

美郷町

平成27年4月24日制定

令和2年7月31日改定

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 現状

本町は、九州山地に連なる山々に囲まれた中山間地帯に位置し、近年では、畜産専門型農業や集約的経営を目的としたミニトマト、金柑やスイートピーなどの施設型農業、また、梅や栗などの品目を利用した高付加価値型農業が盛んになっている。

しかしながら、担い手の高齢化や減少等により耕作放棄地は増加しており、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されている。

今後は、農業生産条件の不利を補正する取組や農業用水路等の施設保全を軽減する取組、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及を図ることにより、将来に展望のある農業農村の確立を目指す必要がある。

2 目標

1の現状を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第77号。以下「法」という。）第3条第3項第1号事業により、農業・農村の持つ国土保全や景観等の多面的機能を支える地域の協同活動を支援する。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域等の条件不利地域と平地との生産費等の格差を支援する。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業によって、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援することにより、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を促進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
美郷町全域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において、特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他推進計画の実施に関し、町が必要と認める事項

1 農業者団体等への指導・助言

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るため、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等を行うものとする。

2 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公費機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、町は、関係者間での情報共有や効果的な事業推進及び定期的な打合せの開催が行われるよう、その連携に努めるものとする。

3 2号事業に取り組む場合の留意事項

別紙参照